

北九州市子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援法や北九州市子ども・子育て会議条例に基づき、北九州市子ども・子育て会議を設置するもの。

1 名 称 北九州市子ども・子育て会議

2 委員数 15人

3 委員の任期 2年
平成25年7月16日～平成27年7月15日

4 委員の構成
有識者、事業主の代表、労働者の代表、子育て当事者、子育て支援当事者

5 子ども・子育て会議の役割

- (1) 会議は、市町村が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を述べる。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項及び第77条第1項第1～2号関係)
- (2) 会議は、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定・変更する際に意見を述べる。(子ども・子育て支援法第61条第7項及び第77条第1項第3号関係)
- (3) 会議は、当該市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況について調査審議する。(子ども・子育て支援法第77条第1項第4号関係)

6 専門委員について

子ども・子育て支援事業計画策定にかかる審議を行うため、会議委員に加え専門委員を置く。

- (1) 委員数 9人
- (2) 任期 平成25年7月16日～平成27年3月31日